

(別添)

地域子育て支援拠点事業の実施について新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="748 804 1104 884"><u>こ成環第113号</u> <u>令和6年3月30日</u></p> <p data-bbox="98 948 383 979">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="719 1043 1003 1123"><u>こども家庭庁成育局長</u> <u>(公印省略)</u></p> <p data-bbox="336 1187 840 1219">地域子育て支援拠点事業の実施について</p> <p data-bbox="71 1331 1097 1458">児童福祉法（昭和22年法律第64号。以下「法」という。）第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を定め、<u>令和6</u></p>	<p data-bbox="1666 325 2163 884"><u>雇児発0529第18号</u> <u>平成26年5月29日</u> <u>一次改正 雇児発0521第13号</u> <u>平成27年5月21日</u> <u>二次改正 雇児発0403第18号</u> <u>平成29年4月3日</u> <u>三次改正 子発0627第2号</u> <u>平成30年6月27日</u> <u>四次改正 子発0327第7号</u> <u>令和2年3月27日</u> <u>五次改正 子発0326第7号</u> <u>令和3年3月26日</u></p> <p data-bbox="1158 948 1442 979">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1606 1043 2060 1075"><u>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</u></p> <p data-bbox="1393 1187 1897 1219">地域子育て支援拠点事業の実施について</p> <p data-bbox="1128 1331 2154 1458">児童福祉法（昭和22年法律第64号。以下「法」という。）第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を定め、<u>平成2</u></p>

年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の適用に伴い、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第18号雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。

別紙

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2～3 (略)

4 実施方法

(1) 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。(ただし、(2)の⑨に定める小規模型指定施設を除く。)

ア～エ (略)

(2) 一般型

6年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

別紙

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2～3 (略)

4 実施方法

(1) 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。(ただし、(2)の⑦に定める小規模型指定施設を除く。)

ア～エ (略)

(2) 一般型

① 事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として（1）に定める基本事業を実施する。

②～③ （略）

④ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

市町村以外の者が（1）に定める基本事業に加えて、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の（ア）～（オ）に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、拠点施設の業務を円滑に実施するため、当事業の別途加算の対象とする。

なお、（1）に定める基本事業の運営主体が市町村であって、（ア）～（オ）の運営を市町村以外の者への委託等によって行っている場合も当該加算の対象とする。

（ア）～（イ） （略）

（ウ）拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した親子関係形成支援事業（法第6条の3第21項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施

（エ）拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業） 養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業） または子育て世帯訪問支援事業（法第6条の3第19項）の実施

（オ） その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施

⑤ （略）

① 事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として（1）に定める基本事業を実施する。

②～③ （略）

④ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

市町村以外の者が（1）に定める基本事業に加えて、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の（ア）～（エ）に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、拠点施設の業務を円滑に実施するため、当事業の別途加算の対象とする。

なお、（1）に定める基本事業の運営主体が市町村であって、（ア）～（エ）の運営を市町村以外の者への委託等によって行っている場合も当該加算の対象とする。

（ア）～（イ） （略）

（新規）

（ウ）拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業） または養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施

（エ） その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施

⑤ （略）

⑥ 地域支援

地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」(令和6年3月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知)に定める利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施する場合には、同事業において措置することとし、加算の対象としない。

(ア)～(エ) (略)

⑦ (略)

⑧ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合 (概ね月2回以上) に別途加算の対象とする。

⑨ (略)

(3) 連携型

①～③ (略)

④ 地域の子育て力を高める取組

(1)に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」(令和6年3月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知)に定める利用者支援事業を併せて実施する場合には、加算の対象としない。

⑤ (略)

⑥ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

⑥ 地域支援

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号)に定める利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施する場合には、同事業において措置することとし、加算の対象としない。

(ア)～(エ) (略)

⑦ (略)

⑧ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に別途加算の対象とする。

⑨ (略)

(3) 連携型

①～③ (略)

④ 地域の子育て力を高める取組

(1)に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号)に定める利用者支援事業を併せて実施する場合には、加算の対象としない。

⑤ (略)

⑥ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合 (概ね月 2 回以上) に別途加算の対象とする。

5 留意事項

- (1) (略)
- (2) 事業に従事する者は、事業に従事するにあたって、「子育て支援員研修事業の実施について」(令和 6 年 3 月 30 日付け成環第 111 号、こ支家第 189 号子ども家庭庁成育局長、子ども家庭庁支援局長通知) の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。) 別表 1 に定める基本研修及び別表 2-2 の 3 に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。

(3) (略)

- (4) 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、子ども家庭センター、児童相談所、保健所、児童委員(主任児童委員)、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に事業を実施するよう努めること。

(5) 拠点施設が「地域子育て相談機関」を担う場合においては、拠点が持つ子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場という強みを生かし、個々の子育て家庭の相談ニーズ等に対し、適切に対応いただきたい。

なお、「地域子育て相談機関」の具体的な業務等は、「地域子育て相談機関の設置運営等について」(令和 6 年 3 月 30 日付け成環第 100 号子ども家庭庁成育局長通知)を参照されたい。

6 (略)

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に別途加算の対象とする。

5 留意事項

- (1) (略)
- (2) 事業に従事する者は、事業に従事するにあたって、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日付雇児発 0521 第 18 号) の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。) 別表 1 に定める基本研修及び別表 2-2 の 3 に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。

(3) (略)

- (4) 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員(主任児童委員)、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

(新規)

6 (略)